

国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

平成21年11月
国民年金基金連合会

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

1 平成19年度末の時点で裁定請求を行っていない方のその後の状況

- 平成19年度末の時点で裁定請求を行っていない方は4,878件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、20年度末においては1,309件に減少した。
- さらに、21年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、21年7月末現在では1,183件に減少した。

	19年度末 件数	20年度中に 処理した件数	① 20年度末 未請求件数	裁定済 の割合		21年7月末 未請求件数	裁定済 の割合
件数	4,878件	3,569件	1,309件	(73%)	⇒	1,183件	(76%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

2 平成20年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成20年度中に受給権が発生した方は30,029件であった。
- このうち、同年度中に26,022件(87%)については裁定請求があり、同年度末では4,007件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、21年7月末現在では866件に減少した。

②

	20年度中の 受給権発生者数	20年度中に 処理した件数	20年度末 未請求件数	裁定済 の割合		21年7月末 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	30,029件	26,022件	4,007件	(87%)	⇒	866件	(97%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

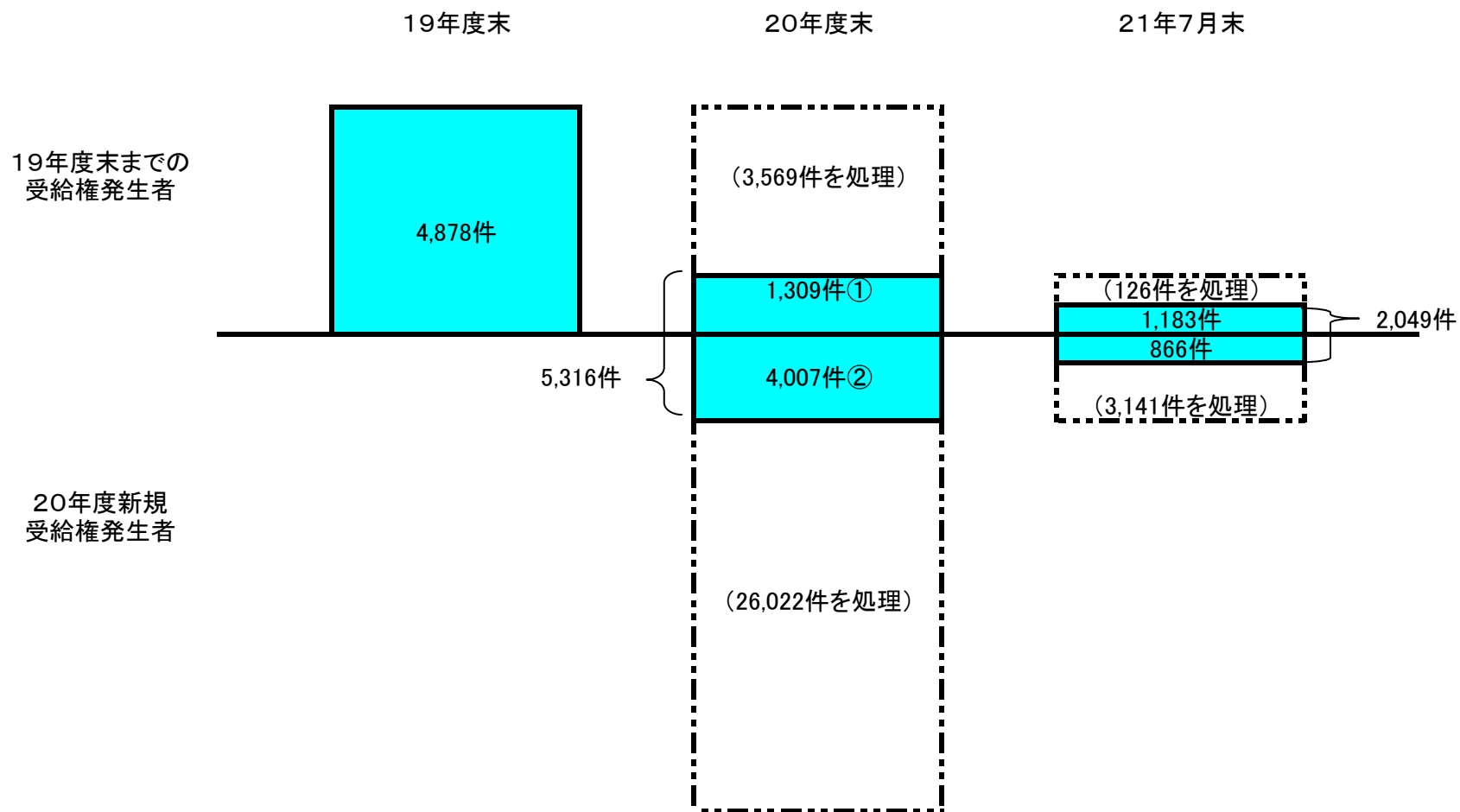
3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、20年度末で5,316件だったものが、21年7月末現在では2,049件に減少した。

	20年度末未請求件数			21年7月末 未請求件数
	①+②	(うち19年度末までの 受給権発生分)①	(うち20年度新規受給 権発生分)②	
件数	5,316	1,309	4,007	2,049件

※平成21年7月末時点の未請求件数2,049件のうち、転居先住所が不明となっている方は273件(13%)である。

(参考1) 裁定請求を行っていない方の推移



(参考2) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成19年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成19年度末時点の状況	平成20年度末時点の状況		平成21年7月 末時点の状況
未請求年金累計額 (19年度末ベース)	670 百万円	(384 百万円)	⇒	—
未請求年金累計額 (20年度末ベース)	—	600 百万円		(540 百万円)

※上記表中、平成20年度末時点の未請求年金累計額(19年度末ベース)としてカッコ内に記載した384百万円は、平成19年度末時点での未請求年金累計額670百万円から平成20年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※同様に、平成21年7月末時点の未請求年金累計額(20年度末ベース)としてカッコ内に記載した540百万円は、平成20年度末時点での未請求年金累計額600百万円から平成21年4月～7月に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成20年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

		平成20年度末時点の状況		平成21年7月 末時点の状況
未請求年金累計額		228 百万円	⇒	(84 百万円)

※上記表中、平成21年7月末時点の未請求年金累計額としてカッコ内に記載した84百万円は、平成20年度末時点での未請求年金累計額228百万円から平成21年4月～7月に支払いを完了した額を差し引いた額である。

4 裁定請求の勧奨

(1) 19年度以前からの取組み

① 裁定請求案内の送付

- ・ 年金受給年齢に到達する方に、裁定請求の案内(裁定請求書および記入方法を同封)を送付。

② 裁定請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内

- ・ 全基金において、請求が遅れている全ての方について、文書のほか、必要に応じて電話や現地訪問により、個別に再案内を実施。

③ 変更後の住所の把握

- ・ 転居先住所が不明となっている方について、市区町村に確認し、転居先住所を把握して、裁定請求の再案内を実施。

④ 住所、氏名変更時の連絡のお願い

- ・ 住所、氏名変更時に、国民年金基金へ連絡を忘れないよう、加入員等への各種通知文書に記載するとともに、連合会ホームページに周知文書を掲載。

(2) 20年度からの取組み

上記(1)の取組みに加え、以下の取組みを実施。

① 変更後の住所の把握

- ・ 転居先住所が不明となっている国民年金・厚生年金受給者について、社会保険庁からの情報提供により、転居先住所を把握するとともに、再案内を実施。(平成20年4月より)
- ・ 転居先住所が不明となっている国民年金・厚生年金被保険者について、社会保険庁からの情報提供により、転居先住所を把握し、②による定期的なお知らせを送付。(平成20年10月より)
- ・ 転居先住所が不明となっている方について、ホストコンピュータ上での管理の実施。(平成20年10月より)

② 待期者への定期的なお知らせ(平成20年8月より)

- ・ 待期者(資格喪失している方)で、年金受給開始年齢に到達していない方に対し、3年ごとに以下のお知らせを送付。
 - －加入期間中の納付実績
 - －受取予定年金額
 - －住所変更があった場合の連絡依頼 等

③ 加入員への定期的なお知らせ(平成20年10月より)

- ・ 基金の加入員に対し、毎年以下のお知らせを送付。
 - －加入期間中の納付実績
 - －受取予定年金額
 - －住所変更があった場合の連絡依頼 等

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

1 平成19年度末の時点で裁定請求を行っていない方その後の状況

- 連合会は、基金を途中で脱退した方(60歳到達前または加入期間15年未満で基金を脱退した方)の年金原資を基金から移換を受け、受給年齢に達した際に年金(または亡くなられた際に一時金)を支給している。
- 平成19年度末の時点で裁定請求を行っていない方は3,062件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、20年度末においては943件に減少した。
- さらに、21年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、21年7月末現在では669件に減少した。

	19年度末 件数	20年度中に 処理した件数	20年度末 未請求件数	裁定済 の割合		21年7月末 未請求件数	裁定済 の割合
件数	3,062件	2,119件	943件	(69%)	⇒	669件	(78%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

2 平成20年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成20年度中に受給権が発生した方は7,000件であった。
- このうち、同年度中に5,589件(80%)については裁定請求があり、同年度末では1,411件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、21年7月末現在では490件に減少した。

②

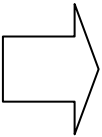
	20年度中の 受給権発生者数	20年度中に 処理した件数	20年度末 未請求件数	裁定済 の割合		21年7月末 未請求件数	裁定済 の割合
件数	7,000件	5,589件	1,411件	(80%)	⇒	490件	(93%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、20年度末で2,354件だったものが、21年7月末現在では1,159件に減少した。

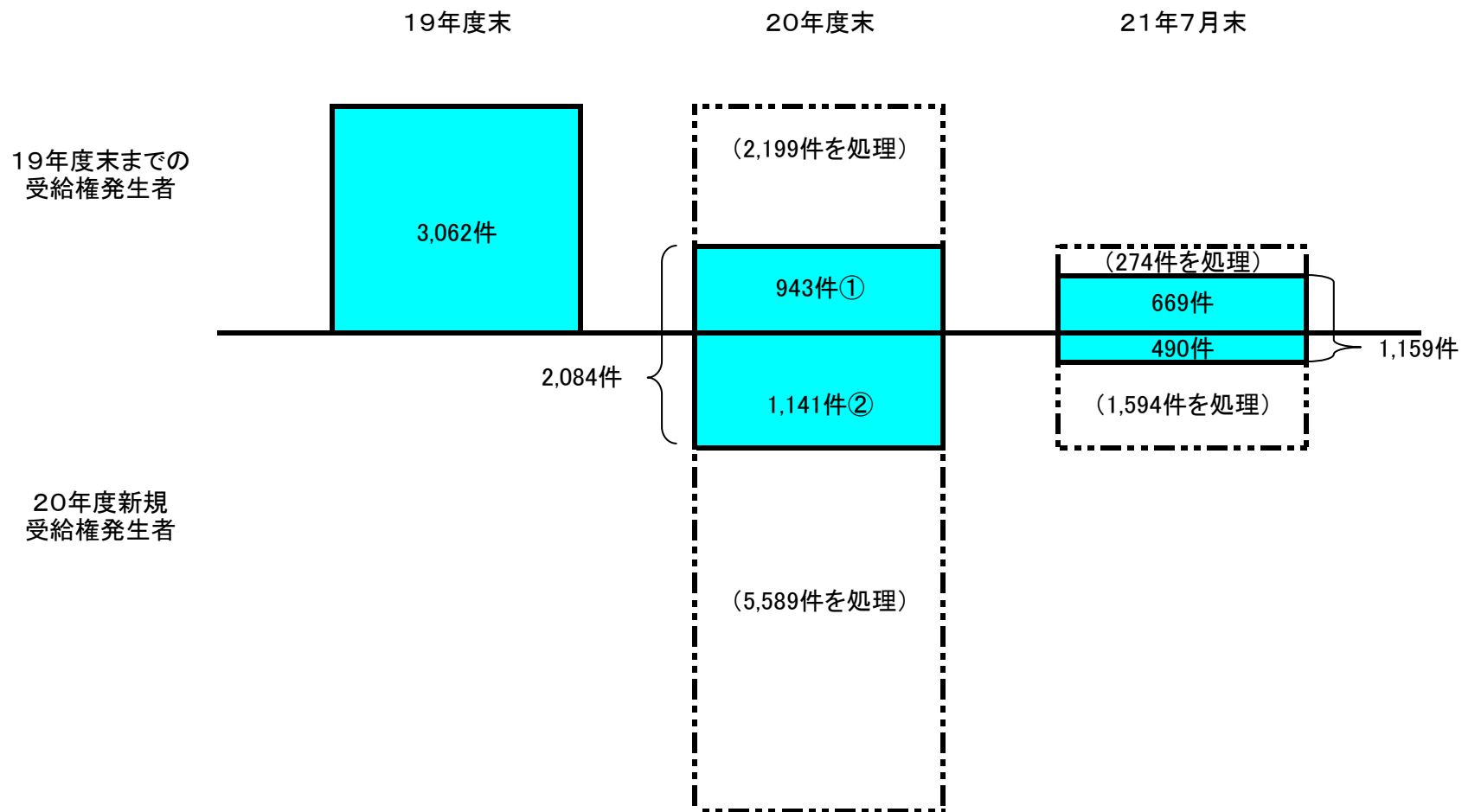
	20年度末未請求件数		
	①+②	(うち19年度末までの 受給権発生分)①	(うち20年度新規受給 権発生分)②
件数	2,354	943	1,411



21年7月末 未請求件数
1,159件

※平成21年7月末時点の未請求件数1,159件のうち、転居先住所が不明となっている方は562件(48%)である。

(参考1) 裁定請求を行っていない方の推移



(参考2) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成19年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成19年度末時点の状況	平成20年度末時点の状況		平成21年7月 末時点の状況
未請求年金累計額 (19年度末ベース)	371 百万円	(137 百万円)	⇒	—
未請求年金累計額 (20年度末ベース)	—	208 百万円		(152 百万円)

※上記表中、平成20年度末時点の未請求年金累計額(19年度末ベース)としてカッコ内に記載した137百万円は、平成19年度末時点での未請求年金累計額371百万円から平成20年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※同様に、平成21年7月末時点の未請求年金累計額(20年度末ベース)としてカッコ内に記載した152百万円は、平成20年度末時点での未請求年金累計額208百万円から平成21年4月～7月に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成20年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成20年度末時点の状況		平成21年7月 末時点の状況
未請求年金累計額	47 百万円	⇒	(20 百万円)

※上記表中、平成21年7月末時点の未請求年金累計額としてカッコ内に記載した20百万円は、平成20年度末時点での未請求年金累計額47百万円から平成21年4月～7月に支払いを完了した額を差し引いた額である。

4 裁定請求の勧奨

(1) 19年度以前からの取組み

① 裁定請求案内の送付

- ・ 年金受給年齢に到達する方に、裁定請求の案内(裁定請求書および記入方法を同封)を送付。

② 裁定請求案内後、請求が遅れている方に対する重ねての案内

- ・ 請求が遅れている全ての方について、文書・電話のほか、必要に応じて現地訪問により、個別に再案内を実施。

③ 変更後の住所の把握

- ・ 転居先住所が不明となっている方について、市区町村に確認し、転居先住所を把握して、裁定請求の再案内を実施。

④ 住所、氏名変更時の連絡のお願い

- ・ 住所、氏名変更時に、国民年金基金連合会へ連絡を忘れないよう、連合会ホームページに周知文書を掲載。

(2) 20年度からの取組み

上記(1)の取組みに加え、以下の取組みを実施。

① 変更後の住所の把握

- ・ 転居先住所が不明となっている国民年金・厚生年金受給者について、社会保険庁からの情報提供により、転居先住所を把握するとともに、再案内を実施。(平成20年4月より)
- ・ 転居先住所が不明となっている国民年金・厚生年金被保険者について、社会保険庁からの情報提供により、転居先住所を把握し、②による定期的なお知らせを送付。(平成20年10月より)
- ・ 転居先住所が不明となっている方について、ホストコンピュータ上での管理の実施。(平成20年10月より)

② 中途脱退者への定期的なお知らせ(平成20年8月より)

- ・ 中途脱退者で、年金受給開始年齢に到達していない方に対し、3年ごとに以下のお知らせを送付。
 - －加入期間中の納付実績
 - －受取予定年金額
 - －住所変更があった場合の連絡依頼 等